

## 調査計画

### 1 調査の名称

自動車輸送統計調査

### 2 調査の目的

本調査は、自動車輸送統計（自動車による貨物及び旅客の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲

【第1号様式、第2号様式、第3号様式の2、第3号様式の3及び第4号様式】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

貨物及び旅客の輸送の用に供する自動車

ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。

ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車（旅客自動車に限る。）及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車。

イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車。

ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車。

【第3号様式】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む事業所

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【第1号様式】・1月、4月、7月及び10月 約9,800両

・上記以外の月 約4,900両（いずれも母集団数：約143万両）

【第2号様式】約9,700両（母集団数：約631万両）

【第3号様式】約4,400事業所

【第3号様式の2】約1,000両（一般乗合：約800両、高速乗合：約200両）（母集団数：約900事業所）

【第3号様式の3】約900両（母集団数：約3,900事業所）

【第4号様式】約500両（母集団数：約23万両）

(2) 報告者の選定方法

【第1号様式】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

自動車登録ファイル<sup>(注)</sup>等に基づく車両単位による層化抽出（地域別、車種別（普通車については最大積載量区分別。以下同じ。））により調査対象の自動車を選定する。

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき登録された自動車情報。

【第2号様式】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

自動車登録ファイルに基づく車両単位による層化抽出（地域別、車種別）により調査対象の自動車を選定する。

【第3号様式】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業のうち一以上の事業を営むすべての事業所を選定する（ただし、乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。

【第3号様式の2】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所をそれぞれ用途別（一般乗合及び高速乗合）に選定する（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。

選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定する。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定する。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定する。

【第3号様式の3】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所を選定する（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。

選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定する。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定する。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定する。

【第4号様式】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

自動車登録ファイル等に基づく車両単位による地域別層化抽出により調査対象の自動車を選定する。

(3) 報告義務者

**【第1号様式、第2号様式及び第4号様式】**

自動車検査証に記載されている自動車の使用者

**【第3号様式、第3号様式の2及び第3号様式の3】**

前記「3（2）属性的範囲」に規定する事業所を管理する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

**【第1号様式、第2号様式、第3号様式の2及び第3号様式の3】**

- ① 自動車の種類（貨物自動車に限る。）
- ② 主な用途（貨物自動車のうち事業用自動車に限る。）
- ③ 最大積載量又は乗車定員
- ④ 輸送回数
- ⑤ 輸送区間
- ⑥ 走行距離
- ⑦ 輸送貨物の重量又は輸送人員
- ⑧ 輸送貨物の品目（貨物自動車に限る。）
- ⑨ 休車日数
- ⑩ 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類（貨物自動車のうち、自家用自動車に限る。）
- ⑪ 前各号に関連する事項

**【第3号様式】**

- ① 輸送人員
- ② 走行距離
- ③ 運行回数
- ④ 保有車両数
- ⑤ 前各号に関連する事項

**【第4号様式】**

- ① 乗車定員
- ② 輸送回数
- ③ 輸送区間
- ④ 走行距離
- ⑤ 輸送人員

⑥ 休車日数

⑦ 前各号に関連する事項

[集計しない事項の有無] 無  有

(2) 基準となる期日又は期間

【第1号様式及び第2号様式】

国土交通大臣が指定する7日間

【第3号様式】

調査実施月の1か月間

【第3号様式の2、第3号様式の3及び第4号様式】

国土交通大臣が指定する3日間

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統

国土交通省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査  オンライン調査 ( 政府統計共同利用システム  独自のシステム  電子メール)

調査員調査  その他 ( )

[調査方法の概要]

ア 調査は、国土交通省が業務を委託した民間事業者が、調査票及び政府統計共同利用システムのオンライン調査回答用のID・パスワードを報告者に対して郵送により配布する。

ただし、調査依頼を行った際、報告者が政府統計共同利用システムのオンライン調査での回答を希望した場合には、システム（国土交通省）にメールアドレスを登録の上、国土交通省からオンライン調査回答用のID・パスワードを電子メールにより送付する。調査への報告は自計方式で行い、郵送による提出のほか、政府統計共同利用システムを使用して行うことができる。

また、セキュリティ対策については、暗号化通信技術を用いる。

イ 調査票の配布回収、照会対応等の業務を民間事業者に委託する。

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  その他 ( )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： )年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限



自動車輸送統計調査の速報についての集計事項は次のとおりとする。

貨物輸送

- 1 業態別・車種別輸送トン数
- 2 業態別・車種別輸送トンキロ

旅客輸送

- 1 車種別輸送人員
- 2 車種別輸送人キロ

自動車輸送統計調査の月次についての集計事項は次のとおりとする。

貨物輸送

- 1 貨物輸送量
- 2 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トン数
- 3 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 4 地方運輸局別・業態別・車種別能力トンキロ
- 5 業態別・車種別・品目別輸送トン数
- 6 地方運輸局別・品目別輸送トン数
- 7 業態別・車種別・品目別輸送トンキロ
- 8 地方運輸局別・品目別輸送トンキロ

ただし、5～8については、四半期最終月の月報においてのみ公表する。

旅客輸送

- 1 旅客輸送量
- 2 地方運輸局別・車種別輸送人員
- 3 地方運輸局別・車種別輸送人キロ
- 4 地方運輸局別・車種別能力人キロ
- 5 6 大都市圏別・車種別輸送人員
- 6 6 大都市圏別・車種別輸送人キロ
- 7 営業用バス（乗合（一般・高速）・貸切）都道府県別輸送量

自動車輸送統計調査の年次についての集計事項は次のとおりとする。

#### 貨物輸送

- 1 貨物輸送量
- 2 都道府県別・業態別・車種別輸送トン数
- 3 都道府県別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 4 都道府県別・業態別・車種別能力トンキロ
- 5 業態別・車種別・品目別輸送トン数
- 6 業態別・車種別・品目別輸送トンキロ
- 7 地方運輸局別・品目別輸送トン数
- 8 地方運輸局別・品目別輸送トンキロ

#### 旅客輸送

- 1 旅客輸送量
- 2 都道府県別（支局別）・車種別輸送人員
- 3 都道府県別（支局別）・車種別輸送人キロ
- 4 都道府県別（支局別）・車種別能力人キロ
- 5 営業用バス（乗合（一般・高速）・貸切）都道府県別（支局別）輸送量

## 自動車輸送統計調査（標本設計）

## 【第1号様式】

抽出方法：層化無作為抽出により、調査対象約9,800車両を年4回抽出。  
なお、廃車等により標本の代替が必要な場合は、同一層区分より代替車両を抽出。

層化基準：車種別※（8区分）×地方運輸局別（9区分）  
※車種別のうち普通車は最大積載量区分別（5区分）に細分化。

母集団名簿：自動車登録ファイル（車検データ）等

## 【第2号様式】

抽出方法：層化無作為抽出により、調査対象約9,700車両を毎月抽出。  
なお、廃車等により標本の代替が必要な場合は、同一層区分より代替車両を抽出。

層化基準：車種別（4区分）×運輸支局別（53区分）

母集団名簿：自動車登録ファイル（車検データ）等

## 【第3号様式の2及び第3号様式の3】

抽出方法：無作為抽出により選定された事業所において自動車を選定する層化二段抽出により、第3号様式の2は調査対象約1,000車両、第3号様式の3は調査対象約900車両を毎月抽出。

層化基準：用途別（3区分）×事業所保有車両数規模別（3区分）  
×地方運輸局別（9区分）

母集団名簿：自動車運送事業所台帳データ

## 【第4号様式】

抽出方法：層化無作為抽出により、調査対象約500車両を毎月抽出。  
なお、廃車等により標本の代替が必要な場合は、同一層区分より代替車両を抽出。

層化基準：車種別（1区分）×運輸支局別（53区分）

母集団名簿：自動車登録ファイル（車検データ）等

(調査票配布数)

第1号様式

地方運輸局	普通車					普通車計	小型車	特種用途車	軽自動車	計
	3トン未満	3トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上 11トン未満	11トン以上 16トン未満	16トン以上					
北海道	40	66	166	40	94	406	22	116	76	620
東北	142	104	130	148	66	590	82	202	74	948
関東	390	320	198	304	232	1,444	208	474	348	2,474
北陸信越	40	66	70	58	68	302	24	94	60	480
中部	220	128	142	256	192	938	48	186	50	1,222
近畿	276	234	168	156	202	1,036	88	272	112	1,508
中国	96	96	160	164	60	576	40	120	60	796
四国	30	42	58	46	22	198	28	88	124	438
九州	162	146	208	156	160	832	52	276	108	1,268
計	1,396	1,202	1,300	1,328	1,096	6,322	592	1,828	1,012	9,754

第2号様式

		普通車	ダンプ	小型車	特種車	計
北海道	札幌	39	24	132	24	219
	函館	18	18	16	18	70
	旭川	18	20	8	16	62
	室蘭	38	32	22	24	116
	釧路	28	14	13	22	77
	帯広	31	26	12	24	93
	北見	22	18	9	20	69
東北	青森	22	22	64	20	128
	岩手	26	20	140	18	204
	宮城	24	22	64	20	130
	秋田	32	16	47	16	111
	山形	21	16	31	16	84
関東	福島	83	20	88	24	175
	茨城	77	40	114	38	269
	栃木	41	38	113	22	214
	群馬	51	28	136	24	239
	埼玉	142	68	188	34	432
	千葉	57	40	233	24	354
	東京	50	34	388	28	500
北陸信越	神奈川	68	34	251	30	383
	山梨	73	26	68	28	195
	新潟	61	16	118	20	215
中部	富山	22	18	63	18	121
	石川	22	20	32	20	94
	長野	31	16	67	16	130
	福井	22	28	42	20	112
近畿	岐阜	44	20	85	19	168
	静岡	56	22	138	22	238
	愛知	43	24	443	24	534
	三重	31	24	46	22	123
	滋賀	36	26	77	30	169
中国	京都	74	34	104	33	245
	大阪	87	32	382	24	525
	兵庫	61	22	136	26	245
	奈良	39	28	111	34	212
	和歌山	30	28	96	28	182
	鳥取	18	22	27	18	85
四国	島根	20	20	18	20	78
	岡山	33	26	101	24	184
	広島	30	18	122	20	190
	山口	19	16	26	16	77
	徳島	28	26	31	22	107
九州	香川	24	22	47	28	121
	愛媛	26	18	24	20	88
	高知	20	18	51	18	107
	福岡	58	24	236	24	342
	佐賀	19	20	27	16	82
	長崎	22	18	34	20	94
	熊本	68	18	89	20	195
	大分	37	24	48	20	129
	宮崎	80	16	46	16	158
	鹿児島	26	20	48	20	114
沖縄	28	20	42	30	120	
全国計	2,156	1,280	5,074	1,198	9,708	

第4号様式

北海道	札幌	15
	函館	6
	旭川	7
	室蘭	7
	釧路	6
	帯広	8
東北	北見	6
	青森	7
	岩手	6
	宮城	6
	秋田	6
	山形	7
関東	福島	6
	茨城	7
	栃木	6
	群馬	7
	埼玉	8
	千葉	12
	東京	86
	神奈川	16
北陸信越	山梨	8
	新潟	7
	新潟	7
中部	富山	6
	石川	7
	長野	16
	福井	8
近畿	岐阜	6
	静岡	6
	静岡	7
	愛知	16
	三重	6
	滋賀	6
中国	京都	15
	大阪	31
	兵庫	12
	奈良	6
	和歌山	6
四国	鳥取	6
	島根	6
	岡山	6
	広島	8
九州	山口	6
	徳島	7
	香川	6
	愛媛	8
	高知	6
	福岡	16
九州	佐賀	6
	長崎	6
	熊本	7
	大分	6
	宮崎	6
鹿児島	8	
沖縄	10	
全国計	522	

第3号様式の2、第3号様式の3

一般乗合バス	高速乗合バス	貸切バス
771	200	914

## 自動車輸送統計調査（目標精度、想定回収率）

### 【第1号様式】

#### （1）目標精度

- ・ 全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和について標準誤差率5%以内。
- ・ 普通車（最大積載量別）及び特種用途車の輸送トン数並びに輸送トンキロについて標準誤差率5%以内、小型車及び軽自動車の輸送トン数並びに輸送トンキロについて標準誤差率10%以内。

#### （2）想定回収率

- ・ 平成29年度自動車輸送統計予備的調査の結果をもって、想定回収率を設定している。

### 【第2号様式】

#### （1）目標精度

- ・ 全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和について標準誤差率5%以内。

#### （2）想定回収率

- ・ 過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。

### 【第3号様式の2】

#### （1）目標精度

- ・ 一般乗合及び高速乗合それぞれにおいて、全国の一人平均乗車キロについて標準誤差率10%以内。

#### （2）想定回収率

- ・ 過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。

### 【第3号様式の3】

#### （1）目標精度

- ・ 全国の一人平均乗車キロについて標準誤差率10%以内。

#### （2）想定回収率

- ・ 過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。

### 【第4号様式】

#### （1）目標精度

- ・ 全国の輸送人員及び輸送人キロの総和について標準誤差率5%以内。

#### （2）想定回収率

- ・ 過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。

## 自動車輸送統計調査（復元推計の方法）

### 【第1号様式】（1月、4月、7月及び10月（前期調査月））

#### （3）推計方法

自動車登録ファイル（車検データ）等により把握した保有車両数を用いる単純推計方式及び車検データ等を補助変数として活用する比推定方式により輸送量（輸送トン数、輸送トンキロ等）の推計を行っている。

#### （4）推計乗率の設定

##### ・輸送トン数

標本車両数と車検データ等により把握した保有車両数を用い、推計乗率を設定している。

##### ・輸送トン数以外（輸送トンキロ等）

調査層毎の標本車両及び当該調査層の全ての車両（母集団車両）について、車検データの最大積載量と1日当たり平均走行距離を乗じた補助変数を算出し、標本車両の補助変数と母集団車両の補助変数の比を推計乗率としている。

#### （5）推計乗率の設定単位

地域別・車種別に推計乗率を設定している。

### 【第1号様式】（前期以外の月（後期調査月））

#### （1）推計方法

同一車両における前期調査月の輸送量と後期調査月の輸送量を用いて比率を算出し、前期調査月の総和に比率を乗じて推計している。

#### （2）推計乗率の設定

同一車両における前期調査月の輸送量と後期調査月の輸送量の比を推計乗率としている。

#### （3）推計乗率の設定単位

地域別・車種別に推計乗率を設定している。

### 【第2号様式】

#### （1）推計方法

車検データを補助変数として活用する比推定方式により輸送量（輸送トン数、輸送トンキロ等）の推計を行っている。

#### （2）推計乗率の設定

調査層毎の標本車両及び当該調査層の全ての車両（母集団車両）について、車検データの最大積載量と1日当たり平均走行距離を乗じた補助変数を算出し、標本車両の補助変数と母集団車両の補助変数の比を推計乗率としている。

(3) 推計乗率の設定単位

地域別・車種別に推計乗率を設定している。

【第3号様式の2及び第3号様式の3】

(1) 推計方法

一人平均乗車キロを用いて輸送人キロの推計を行っている。

(2) 推計乗率（一人平均乗車キロ）の設定

輸送人キロの総和を輸送人員の総和で除した値を一人平均乗車キロとしている。

(3) 推計乗率の設定単位

用途別・地域別に推計乗率を設定している。

【第4号様式】

(1) 推計方法

車検データを補助変量として活用する比推定方式により輸送量（輸送人員、輸送人キロ等）の推計を行っている。

(2) 推計乗率の設定

調査層毎の標本車両及び当該調査層の全ての車両（母集団車両）について、車検データの1日当たり平均走行距離を補助変量とし、標本車両の補助変量と母集団車両の補助変量の比を推計乗率としている。

(3) 推計乗率の設定単位

地域別に推計乗率を設定している。